**平成２６年（フ）第３１４号**
北九州市小倉南区北方３丁目66番20―303号　川崎方、住民票上の住所福岡県京都郡みやこ町犀川続命院613番地
債務者　奥村　夏子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第２９９号**
大分市花津留２丁目15番29号　ハイツミニヨンＢ101
債務者　原　　充美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２６９号**
宮崎県児湯郡木城町大字川原784番地12
債務者　久家　一子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第７６号**
鹿児島県曽於市財部町南俣4771番地
債務者　松村真千子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２６年（フ）第７８号**
鹿児島県姶良市平松4408番地３
債務者　和田　香織
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２６年（フ）第８６号**
鹿児島県霧島市国分清水３丁目31番９号
債務者　永井　文子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２６年（フ）第１１０号**
青森県弘前市大字紙漉町７番地５
債務者　斉藤　圭祐
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２６年（フ）第１１５号**
青森県黒石市ぐみの木１丁目89番地
債務者　石澤　祐二
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２６年（フ）第４９号**
鳥取県境港市外江町2368番地４　57Ｒ―１２Ｆ２号、前住所鳥取県境港市外江町2271番地
債務者　濵田喜美子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第２９７号**
大分市大字永興197番地の１　第７創生ビル313
債務者　安原　光弘
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第３３９号**
鹿児島県いちき串木野市旭町51番地
債務者　倉園　幸恵
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第４６１号**
千葉県柏市南逆井３丁目10番10号　レオパレス南逆井205号
債務者　五十嵐　伸
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第４７１号**
千葉県我孫子市南新木１丁目31番地の３　Ｂ―102号ロイヤルガーデンサウス
債務者　寺田真由美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第７２号**
千葉県夷隅郡御宿町高山田801番地
債務者　嶋田　　隆
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第１１８号**
青森県八戸市沼館２丁目１番19号　オークヒルズ１―Ｂ
債務者　遠藤　敏彦
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２６年（フ）第５４０号**
北九州市門司区社ノ木２丁目４番１―701号
債務者　川原　和幸
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１８号**
沖縄県宮古島市平良字西原281番地２
債務者　仲間さおり
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　那覇地方裁判所平良支部